

令和 8 年 4 月 2 3 日

令和 8 年度第 1 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和8年度第1回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市教育長の職務に専念する義務の免除について
- 第2号 令和8年度教育委員会各課重点目標について
- 第3号 松本市部活動地域展開推進計画の改訂について【非公開】
- 第4号 松本市社会教育委員の委嘱について【非公開】
- 第5号 松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】

[報告]

- 第1号 松本市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について
- 第2号 松本市教育文化センター専門委員会委員の委嘱について
- 第3号 第4次松本市教育振興基本計画策定委員の委嘱について
- 第4号 松本市立特別支援学校設立準備委員会委員の委嘱について
- 第5号 令和8年度の学級編制等について
- 第6号 蔵書点検に伴う特別整理期間の設定について

[その他]

教 育 委 員 会 資 料
8 . 4 . 2 3
教 育 政 策 課

議案第 1 号

松本市教育長の職務に専念する義務の免除について

1 趣旨

松本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条及び松本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条に基づき、あらかじめ教育委員会の承認を得る必要があるため、教育長の職務に専念する義務の免除について協議するものです。

2 条例第2条第1号及び第2号関係

- (1) 第2号に該当するもの
人間ドック

3 規則第2条関係

- (1) 第1号に該当するもの
松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会 教育長
- (2) 第3号に該当するもの
Mウイング管理組合 副理事長
- (3) 第4号に該当するもの
ア 松本地区保護司候補者検討協議会 委員
イ 信州大学教育学部教員養成連携協議会（教育課程連携協議会） 委員
ウ 松商学園高等学校スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会 委員
エ 国立大学法人信州大学戦略企画会議附属学校将来構想戦略部会 委員
オ 松本大学教員養成連携協議会 委員

4 根拠法令

別紙のとおり

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980



○松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成27年3月13日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、松本市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

令和４年４月２８日

教育委員会規則第９号

(目的)

第１条 この規則は、松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成２７年条例第７号）第２条第３号の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務を免除される場合)

第２条 教育長があらかじめ教育委員会の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

- (１) 教育長が職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (２) 教育長が国又は他の地方公共団体において規則又は規程に基づいて設置された委員会、審議会等の構成員としての職務遂行のため当該委員会、審議会等の業務に従事する場合
- (３) 教育長が市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役職員の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
- (４) 教育長が国、他の地方公共団体又は市の業務と関連を有する団体の事業又は事務に従事する場合
- (５) 教育長が市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政又は学術等に関し講演等を行う場合
- (６) その他特別の理由がある場合

附 則

この規則は、令和４年４月２８日から施行する。

議案第 2 号

令和8年度教育委員会各課重点目標について

1 趣旨

令和8年度における教育委員会各課重点目標について協議するものです。

2 令和8年度教育委員会各課重点目標

別冊のとおり

3 今後の予定

- (1) 重点目標を中心に各課で事務事業を実施し、令和9年3月の定例教育委員会で報告します。
- (2) 令和9年度初旬に松本市教育委員会事務点検評価委員からの外部評価を受け、第3次教育振興基本計画の進捗管理と併せて「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」を作成します。
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和9年市議会9月定例会に報告書を提出します。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980



令和 8 年度
教育委員会各課重点目標

I	教育政策課	1
II	学校教育課	5
III	学校給食課	8
IV	生涯学習課・中央公民館	1 1
V	中央図書館	1 4

松本市教育委員会

令和8年度事務事業の概要

課名：教育政策課

1 事務事業の概要

教育行政の総合的な企画・調整を行い、第3次教育振興基本計画の施策の方向性に沿った事業を部局横断的に関係各課と連携を図りながら進めます。多様な教育的ニーズに応えるべく、社会の変化に対応したこれからの教育のあり方を見定め、「子どもが主人公 学都松本のシンカ」の実現につなげます。また、庁内関係課との連携のみならず、市民と協働しながら事業を実施し、その成果を広く発信していきます。

2 令和8年度における重点目標

(1) 新たな学びの仕組みづくり (継続)	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実
ア 内容 全ての子どもが自分らしく成長できる「みんなの未来の学校」の実現に向けたシステム改革や授業改善に挑戦する学校の主体的な取組みを支援し、実践のプロセス及び成果を共有することで全ての学校における「子どもが主人公」の学びの充実を図ります。 イ 具体的な進め方等 (ア) 「リーディングスクール Matsumoto サポート事業」 a 「みんなの未来の学校」づくりに挑戦する全ての学校に研究費用助成を行い、学びの改革の推進を支援します。うち8校（中山小、開明小、並柳小、岡田小、旭町小、梓川小、旭町中、菅野中）をリーディングスクールとして指定し、4校に非常勤講師配置、全校に一層手厚い研究費用助成を実施しつつ一体的に支援し、学びの改革の取組みの広がりを図ります。 b 県が指定する学びの改革リーディング校（丸ノ内中、波田小、波田中）及びTOCO-TON実践校（安曇小中・大野川小中・奈川小中、松島中）についても市のリーディングスクールと一体的な支援を行います。 c 全国レベルで活躍する有識者4名をLSアドバイザーとして依頼、実践校及び松本市小中学校全校への支援・助言を受けられる体制を継続します。 d みんなミラ・ラボ、みんなミラ・フェスを開催し、各学校の取組みの成果を松本市の全ての学校で共有するとともに、学校を越えた学びのコミュニティ（小学校5グループ、中学校3グループ）の形成を図ります。また、通信「学びの風だより」、Webページでの情報発信により、実施状況の共有を図ります。 e 教育研修センターを中心にサポートチームを組織し、担当指導主事等が各校に伴走的にかかわり、研究・学校づくり推進を継続支援します。 (イ) 「山間地の新たな学びづくりプロジェクト」事業（県 TOCO-TON 事業参加） a 安曇小中、大野川小中、奈川小中の6校が連携し、児童生徒及び教職員が混ざり合いながら、主体的・協働的な学びに取り組む学校づくりを支援します。 b 県派遣の指導主事と協働し、オンライン授業・共同授業（対面）・探究の学びづくり・児童生徒主体の行事づくり・教職員研修等の学校の取組みに参画し、伴走的な支援を継続します。	
(2) 教職員研修の充実（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実 ア 内容 令和4年度に策定した教職員研修計画に基づき構築した松本市独自の教職員研修を実施するとともに、研修計画を見直し、研修の一層の充実を図ることを通して、教職員の職能の向上を図り、「子どもが主人公の学び・学校づくり」の実現を支えます。

	イ 具体的な進め方等 (ア) 教育政策課内に設置した教育研修センターを中心に、令和４年度に策定した「松本市教職員研修計画」に基づき、松本市の教職員を対象とした約８０講座の研修を実施します。また、県教育委員会と連携し、県が実施する研修に松本市の教職員がより多く参加できる体制を整備し、教職員の豊かな学びを支えます。 (イ) 松本市の教育課題の検討や実施研修の効果検証を行いながら教職員研修の一層の充実を目指して、基本方針、講座内容、人員体制、予算規模等を検討し、令和９年度松本市教職員研修計画を策定します。 (ウ) 令和５年２月に策定した「松本市教職員研修計画」に基づき、研修の方法・頻度・時間帯を工夫した教職員が参加しやすい効果的な研修を実施します。
(3) 人口定常化につなげる教育施策の推進（継続）	【第３次計画で主に関連する分野・方針】 ２－１ 学童期の遊びと学びの充実 ２－４ 多様な遊びと学びの機会の保障 ２－５ 子ども関係施設等の整備・充実 ８－２ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 ８－３ 地域づくりの推進
	ア 内容 豊かな自然環境や少人数学級など各校の特徴を活かした魅力ある教育の展開により、特色ある学びの環境を維持し、人口の定常化につなげます。 イ 具体的な進め方等 (ア) 安曇小中学校と中山小学校に導入した小規模特認校制度について、利用者数が増加傾向にあるなかで、少人数の良さを維持できる持続可能な在り方を検討します。 (イ) 松本デュアルスクールについて更なる周知を図り、特に奈川小中学校・大野川小中学校への積極的な受け入れを継続します。また地域住民及び関係各課と連携し、滞在期間中に松本市の魅力的な教育環境を体験してもらうことで、移住及び関係人口増加に向けた取組みを進めます。
(4) 学びの機会の充実（継続）	【第３次計画で主に関連する分野・方針】 １－３ 子どもの居場所づくりの推進 ２－１ 学童期の遊びと学びの充実 ２－４ 多様な遊びと学びの機会の保障 ３－１ 子どもの権利保障と環境づくりの推進 ８－１ 放課後の子どもの居場所づくりの推進 ８－２ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 ８－３ 地域づくりの推進
	ア 内容 地域の多様な人が関わり、学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供する学都松本寺子屋事業により、子どもたちの学習習慣の定着や、基礎学力及び自己肯定感の向上を図ります。 イ 具体的な進め方等 (ア) 各種ＳＮＳを活用して周知を図り、活動の場を市内全域に広げ、令和９年度３０団体の実施を目指します。令和８年度は団体数の少ない地域を重点的に新規団体の開設を進めます。（令和７年度実績１４団体） (イ) 子どもたちの学びをバックアップする学習支援者（寺子屋先生・寺子屋サポーター）リストの今後の在り方について、市が直営で運営し、支援者を活用する仕組みを研究します。 (ウ) 近隣に事業の実施場所がない、集団での学習環境が苦手な子どもなどを対象とした非対面での学習支援事業の実施に向けて、オンラインでの学習支援の手法、交付金の取扱いについて検討します。
(5) 部活動の地域展開事業（継続）	【第３次計画で主に関連する分野・方針】 ２－１ 学童期の遊びと学びの充実 ２－３ 教職員研修の充実と働き方改革の推進 ７－３ スポーツ団体・リーダー育成の推進 ８－２ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 ９－３ 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進

ア 内容 令和8年度は、受け皿となる団体の掘り起こしを一層進めるとともに、生徒が「やってみたい！」と思える活動を身近な場所に創設するため、各担当者が現場に積極的に足を運び、関係者と連携しながら環境整備を進め、部局横断的な取組みのもとで円滑な事業推進と進捗管理を行い、年度末までの平日の部活動の地域展開の実現を目指します。	イ 具体的な進め方等 (ア) 各学校の実情を把握するため、総括コーディネーター(令和8年度から1名増員)及び各担当者が現地に赴き、ヒアリングを実施します。また、その中で顕在化した課題については一つ一つ丁寧に対応しながら、子どもたちや地域クラブにとってより良い環境の構築を目指します。 (イ) 平日の部活動が段階的に縮小していく中において、当事者である子どもたちが不安や迷いを感じることなく円滑に地域クラブ等へ移行できるよう、各学校単位(またはエリア)で適切な時期に地域クラブ相談会等を実施します。 (ウ) 子どもたちに多様な選択肢を示すため、ポータルサイトの充実を図るとともに、パンフレットや紹介動画の作成など、地域クラブの周知方法について創意工夫を行います。また、昨年度に引き続き、体験型イベント「まつチャレフェスタ！」を開催します。 (エ) 持続可能な地域クラブ運営を支援するため、運営ハンドブックの整備や育成支援講座の実施等を通じて、健全な地域クラブ運営を推進します。	
(6) 教育文化センターの再整備 (継続)		【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保証 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 4-1 社会教育活動の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 内容 経年劣化の著しい教育文化センターを、空調設備を中心とした改修工事を実施するとともに、子どもと、大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点「(仮称)学都ラボ」として更新します。	イ 具体的な進め方等 (ア) 情報創造館への移設及び教育文化センター内の廃棄物処分等の改修工事の準備を進め、令和8年10月までに本体工事を着工します。 (イ) 「(仮称)学都ラボ」の目指す学びを実現するため、ICT関係機器(MAX HUB、3Dプリンター等)の配置や、居室内のレイアウト等の検討を継続します。 (ウ) 科学展示室の展示品の内容を精査し、時代に左右されない普遍性と、最先端の知見を柔軟に取り入れられる更新性を兼ね備えた展示構成を検討します。 (エ) 工事期間中の事業の在り方、リニューアルオープン後の運営について、運営委員会や利用者の意見を聞きながら、具体的な講座の構築計画等の検討を進めます。	
(7) 第4次松本市教育振興基本計画策定事業(新規)		【第3次計画で主に関連する分野・方針】
ア 内容 令和4年に策定した「第3次松本市教育振興基本計画」が、令和8年度で計画年度の最終年度を迎えることから、現行の計画を見直し、第4次松本市教育振興基本計画の策定を進めます。	イ 具体的な進め方等 多様な意見を反映させるため、様々な分野の有識者及び実践者で組織する策定委員会、関係部局で組織する庁内調整会議において協議を重ね、計画を策定します。	

(8) 情報発信力の強化（新規）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 7-3 スポーツ団体・リーダー育成の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 9-3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進
	ア 内容 「みんなの未来の学校」の実現に向け、市民が教育行政の取組みに関心を持ち、理解を深めてもらえるよう情報をわかりやすく発信し、情報発信力の強化を図ります。
	イ 具体的な進め方等 (ア) みんなミラフォーラムを定期的を開催し、多様な関係者が一堂に会し、実現したい未来の学校を語り合う場を提供します。 (イ) 令和7年度に新たに開設した松本市教育員会公式noteについて、各取組みの積極的な情報発信を各課及び学校に促します。 (ウ) ホームページのコンテンツ内容の更新を行うとともに、求められる情報が分かりやすく、検索しやすいようカテゴリーを整理し、サイト構造を見直します。

令和8年度事務事業の概要

課名：学校教育課

1 事務事業の概要

「子どもが主人公 学都松本のシンカ」に向けて、本年度も学校、教職員、児童生徒への支援に取り組めます。

学習における日常的なICT活用に加え、いじめ防止対策や不登校・ひきこもりの児童生徒対策のほか校務を加えた情報化の検討を進めるとともに、老朽化した学校施設の長寿命化や改築事業を計画的に推進し、設備の改修や校用・教材備品の購入などを通じて、学校環境の充実を図ります。

また、令和9年4月の「寿台支援学校源池分教室」開設に向け準備を進めるとともに、設置準備室を中心に関係者と連携して、市立特別支援学校の開校準備を推進します。

部活動については、令和8年度末の平日展開完了に向けて、関係部局と連携しながら地域クラブ活動への展開を着実に進めます。併せて、教職員の業務量管理・健康確保に向けた働き方改革を推進し、教職員が子どもと向き合う時間の確保に努めます。

各事業の推進にあたっては、関係部局等との連携のもとで取り組めます。

2 令和8年度における重点目標

(1) いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1-1 子育て支援の充実 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進
ア 内容 いじめや体罰のない学校づくりを推進し、子どもたちはもちろん、子どもたちを取り巻く大人の人権感覚の醸成を図ります。また、不登校、引きこもり等の児童生徒への支援体制の強化を進めます。 イ 具体的な進め方等 (ア) 子どもが日々の心の様子をタブレットにより報告するアプリケーションを活用し、教員が子どものSOSを受け取る仕組みの検証を進めます。 (イ) 各学校の学校いじめ防止基本方針によるいじめの未然防止及び早期発見、早期対応を徹底します。 (ウ) 令和8年4月より学校問題解決支援コーディネーターを配置し、学校だけでは解決困難な事案の相談や迅速かつ適切な対応により、事案の重大化を防止します。 (エ) 不登校支援関係者懇談会を開催し、関係機関との連携強化を進めます。加えて、（仮称）不登校説明相談会等の実施により、保護者同士のネットワークの構築を目指します。 (オ) 学校以外につながない不登校の児童生徒に教育支援センター及びオンライン教育支援センターの活用を促し、居場所づくりに努めます。 (カ) 「アウトリーチ支援（訪問支援）」の方策について検討を進めます。 (キ) スクリーニング会議の充実による早期支援体制の構築を進めます。 (ク) フリースクールの利用料を補助する制度について、より一層の周知を図ります。	
(2) 特別支援教育推進事業（インクルーシブ教育推進事業）（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1-1 子育て支援の充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実
ア 内容 インクルーシブ教育システムの構築を推進するため、松本市インクルーシブセンターを中心に、多職種との効果的な連携を図り、特別支援学校から小中学校特別支援学級へ、特別支援学級から通常学級へと適切な学びの場の見直しを推進します。 また、市立特別支援学校設置に向け関係者と準備を進め、保護者等への積極的な情報発信を行います。	

イ 具体的な進め方等 (ア) 学びの実態把握のため指導主事の授業参観及び指導支援会議を実施します。 (イ) 市内全校の特別支援教育コーディネーターと指導主事との懇談を実施します。 (ウ) こども発達支援課との連携を密にし、インクルーシブセンターに配置されたインクルーシブ教育推進員の効果的、効率的な動きをサポートするとともに、教育機関との連携に関しては積極的に関与します。 (エ) 市立特別支援学校設立に関して、現場レベルでの検討を進めるとともに、市立特別支援学校設立準備委員会で制度的な課題等の整理を行います。また、令和11年度開校に向け、源池小での校舎設計・整備の着実な進捗を図ります。 合わせて、令和9年4月の寿台支援学校源池分教室の開設準備を県等と連携して進め、準備状況について保護者等へ積極的な情報発信を行います。	
(3) 部活動の地域クラブ活動への地域展開（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 7-3 スポーツ団体、リーダー育成の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 9-3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進
ア 内容 関係部局と連携し、部活動の地域展開について、令和7年度末までの休日展開完了に続き、令和8年度末までの平日展開完了に向けて、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、学校も含めた地域全体で関係者が連携して支える環境作りを行います。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 地域展開に伴う部活動指導員の任用について、展開の状況を見て検討していきます。 (イ) 学校施設の「学校開放」（地域利用）に伴う教職員の負担を軽減するため、施設のスマートロックの導入により、鍵の受け渡し業務を削減し、教職員の時間的余裕を創出するとともに、地域クラブが利用しやすい環境の整備に取り組みます。 (ウ) 生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点から、学校の施設や備品等の使用について課題の洗い出し、環境整備及び展開完了後の取扱いについて検討を進めます。	
(4) 学校教育情報化推進事業（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
ア 内容 学習用の児童生徒や教職員の一人一台端末及びクラウドサービス基盤に係る安定的な運用とICT活用能力の向上に引き続き取り組むとともに、今後の人的支援（ICT支援員の配置等）の在り方や校務の更なる情報化に関する検討を進めます。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 令和7年度に県市町村の共同調達で更新実施した児童生徒や職員の一人一台端末（Chromebook約17,900台※）を踏まえた学習活用の推進を図ります。（※予備機の台数は除く） (イ) 校務負担の軽減に向けた取組みの一つとして、デジタル採点システム（中学校16校（※安曇、大野川、奈川を除く））の活用を進めます。 (ウ) グローバルな見方や他人の考え方を知り、中学生自身の能動的な探究の学びの育成と一定レベルの質の高い学びを保障するICTシステム「Inspire High」を本格導入し、主に総合学習や道徳等で活用を図ります。 (エ) 人的支援（ICT支援員の配置）に関し、3年間の契約終了（令和9年7月まで）を見据えた今後の在り方や配置の検討を行います。	

(ア) 校務の情報化に関する維持管理とともに、校務支援システムの再構築（令和８年度から県市町村で検討開始予定）等、教育の更なる情報化に向けた取組みを進めます。 (カ) 地方自治法の改正により令和８年４月１日から施行した「松本市教育委員会情報セキュリティ対策基本要綱」に基づき、「情報セキュリティポリシー（基本方針と対策基準を定めたもの）」の策定に向けた取組みを進めます。	
(5) 小中学校施設整備事業（継続）	【第３次計画で主に関連する分野・方針】 １－１ 子育て支援の充実 １－２ 乳幼児期の遊びと学びの充実 １－３ 子どもの居場所づくりの推進 ２－５ 子ども関係施設等の整備・充実 ８－１ 放課後の子どもの居場所づくりの推進
ア 内容 (ア) 教育環境の改善を図る長寿命化改良事業、改築事業、学校照明整備事業、屋内運動場空調設備設置事業など計画的に進めます。 (イ) 学校施設個別施設計画や実施計画に基づき、児童生徒の減少を見据えた学校施設の在り方を周辺施設との複合化・多機能化も視野に入れ、中長期的な公共施設の在り方について部局横断で検討を進めます。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 施設整備 a 長寿命化改良事業では、波田小・高綱中で第２期工事を完了させます。波田小で第３期実施設計を完了させ、源池小で特別支援学校の増築工事に合わせて１期工事の実施設計を完了させます。 b 改築事業では、令和７年度に完了した丸ノ内中学校の基本計画・基本設計を基に実施設計を行います。 c 学校照明整備事業では、小学校８校及び大野川小中学校で校舎の照明のＬＥＤ化を行います。 d 屋内運動場空調設備設置事業では、夏季の熱中症対策として梓川小学校を除くすべての小中学校の体育館と柔剣道場に気化熱送風機を設置します。 e 乗鞍保育園と大野川小中学校の複合化について、担当部局と連携し進めていきます。 (イ) 部局横断の庁内検討委員会で各部局所管施設の詳細な現状把握と分析（学区別、地区別将来推計、開発動向、ハザード情報、施設間距離、劣化状況、施設運営・更新コスト）を行い、周辺施設との複合化・多機能化を視野に入れ、学校施設個別施設計画や実施計画の見直しを行います。	
(6) 学校における働き方改革（継続）	【第３次計画で主に関連する分野・方針】 ２－３ 教職員研修の充実と働き方改革の推進
ア 内容 教職員の業務量管理・健康確保に向けた働き方改革を推進し、教職員が子どもと向き合う時間の確保に努めます。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 令和７年度末に策定した「松本市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」をもとに、校長会、教頭会と連携しながら、教職員の働き方について具体的な方策について研究を進め、市内小中学校へ周知します。 (イ) 山間小規模校を中心に県費で配置できない教員業務支援員を市費で配置し、引き続き教職員の業務軽減を図ります。 (ウ) 県教育委員会と連携した働き方改革推進事業に基づき、指導主事が各校を訪問し、実情に応じた働き方に係る研修講座を実施します。 (エ) 引き続き、部活動指導員を配置するとともに、部活動の地域クラブ活動への展開や学校施設の貸出しに伴うスマートロックの導入により、教職員の負担軽減に努めます。	

令和8年度事務事業の概要

課名：学校給食課

1 事務事業の概要

学校給食法に基づき、地産地消や季節を大切に食材の使用を進め、より安全で安心な給食の提供を目指すとともに、健康な体をつくるために大切な「食」について考える機会を設ける等、正しい食習慣が身につくように給食を通した食育に取り組みます。また、老朽化した施設・設備の改修が早期に行えるよう、再整備事業を計画的に進めます。

2 令和8年度における重点目標

(1) 学校給食センターの再整備事業（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
ア 内容 四賀学校給食センターを除く既存4センターの老朽化解消を図るため、令和6年度に策定した「松本市学校給食センター再整備基本計画」に基づき、2センターの新築及び1センターの大規模改修を行い、3センター体制へ再編します。各センターは、処理能力6,000食の高機能な中規模施設として整備します。 (ア) (仮称)松本市第一学校給食センターを梓川梓に新築（竣工予定：令和9年度） (イ) (仮称)松本市第二学校給食センターを笹賀に新築（竣工予定：令和11年度） (ウ) 東部学校給食センターの大規模改修（竣工予定：令和13年度） (エ) 既存センターは段階的に解体（波田・梓川は(ア)後、西部は(ウ)後） イ 具体的な進め方等 (ア) (仮称)松本市第一学校給食センター 令和8年度に新築工事を発注し、令和9年12月の竣工、令和10年4月の給食提供開始を目指します。 (イ) (仮称)松本市第二学校給食センター 令和8年度から令和9年度にかけて新築工事の設計を行い、令和10年度の着工、令和11年度の竣工、令和12年度2学期の給食提供開始を目指します。 (ウ) 東部学校給食センター 令和13年度2学期の給食提供再開を目指し、大規模改修の設計及び工事に向けた計画を進めます。 (エ) 既存センター 波田センター及び梓川センターは令和11年度、西部センターは令和15年度の解体工事に向けた計画を進めます。	
(2) 食育の推進（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
ア 内容 「食に関する指導の全体計画」に基づき、食育に取り組みます。学校給食を楽しく安心して食事ができる時間にするとともに、食の学習の場としても活用し、健やかな心と体を育みます。また、給食の時間や活動を通して、協調性や社交性を養います。あわせて、松本の郷土食や地域食材への理解を深める学びを推進します。 イ 具体的な進め方等 (ア) 児童生徒の望ましい食習慣の形成に向けた取組みとして、栄養教諭による小学4年生への朝食に関する授業や、中学1年生への適正摂取量に関する授業を全校で実施します。 (イ) 給食時に栄養教諭・学校栄養職員や調理員等が訪問し、コミュニケーションを大切にされた対面での食育指導に取り組みます。 (ウ) 東部及び西部給食センターの食育活動の充実に向け、管轄校ごとに食育指導等を担当する栄養教諭等を定める担当校制を導入し、学校との連携強化を図ります。	

(エ) 「主食・主菜・副菜・汁物」を基本としたバランスのよい献立の提供や、「松本の日」※¹、「環境にやさしい給食の日」※²を実施し、献立の充実を図ります。また、給食の提供にあわせて、地域食材や郷土食についての動画を活用した食に関する指導を行います。 (オ) 保護者の給食への理解や食の大切さを学ぶ機会として、毎月の食育だよりの発行や親子見学会、給食試食会等を実施します。 ※¹「松本の日」：旬のものが市場に多く出回る6月から2月に月1回松本地域の地場産物や郷土食を取り入れ、児童生徒に紹介するための献立を提供する日 ※²「環境にやさしい給食の日」：全センターで減農薬米を主食とし、有機農法に準じて作付けした農産物や無農薬・低農薬の地元農作物を取り入れた献立を提供する日（7月、11月に実施予定）	
(3) 地産地消の推進（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
ア 内容 地産地消を推進し、地場産品の活用を図ります。給食を通じて、児童生徒の地域の食材や食文化への理解を深める取組みを進めるとともに、安全・安心な食材の使用に取り組みます。 イ 具体的な進め方等 これまでの取組により、主要野菜15品目の県産使用割合は直近で39.7%となり、第3次松本市教育振興基本計画における成果目標（30%）を上回りました。このため、令和8年度においては、現行水準（約40%）の維持を目標とします。 一方、松本地域産食材の使用割合は20%程度にとどまっていることから、今後はその向上を重点課題とし、関係機関と連携しながら、その割合の着実な引上げに取り組みます。 (ア) 地産地消率の向上に向け、関係課や取扱業者と連携し、松本地域産食材の安定的な納入に取り組みるとともに、取扱業者とのコミュニケーションを図りながら、地場産物の活用拡大を推進します。また、「松本の日」を継続して実施し、地場産物の活用機会の充実を図ります。 (イ) 環境に配慮した給食の提供に向け、「環境にやさしい給食の日」を実施します。あわせて、ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもとの取組みについて、児童生徒への理解を深める機会として活用します。また、有機肥料を使用して栽培した松本市産米については、環境負荷の低減につながることから、ゼロカーボンの取組みの一環として使用量の拡大を図り、給食での活用を進めます。	
(4) 食物アレルギー対応食提供事業（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
ア 内容 「食物アレルギー対応マニュアル」及び「アレルギー対応食提供事業実施要綱」に基づき、アレルギー対応食を提供します。また、対応食の適切な見直しにつなげるため、児童生徒及びその保護者に対し、正しい知識の普及に取り組みます。 イ 具体的な進め方等 (ア) より安全な対応食の提供に向け、対応食提供対象の全児童生徒に対して、年度の早期に学級訪問を実施し、学校における誤食防止対策の徹底を図ります。 (イ) 保護者との懇談会を引き続き実施し、食物アレルギーの適切な管理方法について情報提供を行います。 (ウ) 給食施設における事故防止のため、献立作成から提供までの対応を各センターのマニュアルに基づき実施します。また、献立作成システムについて引き続き研究を進めます (エ) 給食センター再整備事業に基づき、東部学校給食センター及び西部学校給食センター管轄校において、令和8年度から小学校1年生に対するアレルギー対応食の提供開始時期を7月から5月へ前倒しします。	

(5) 学校給食費滞納整理（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
	ア 内容 学校給食費の公会計化（令和2年度実施）により、市が収納業務を担っていることから、学校給食費の滞納整理の強化に取り組めます。 イ 具体的な進め方等 (ア) 令和2年度及び令和3年度の滞納者に対し、特別催告を強化し、滞納通知の送付、年2回の臨戸訪問（7月～8月、11月～12月）及び年3回の一斉催告を実施します。 (イ) 高額滞納者に対し、電話及び通知による催告や給食センターでの面談を実施します。 (ウ) 保護者の利便性の向上及び新たな滞納を防ぐため、コンビニ納付や電子決済（スマートフォンアプリ、クレジットカード、インターネットバンキング）に対応した支払方法を引き続き活用し、収納を行います。 (エ) 就学援助費からの直接収納や、児童手当からの直接収納（要承諾）に加え、過年度滞納分に係る債務承認書への署名を促進します。 (オ) これらの取組みにより、過年度滞納繰越分の収納率20%以上を目標とします。 滞納世帯数 432世帯（見込） 滞納繰越額 20,800千円（見込額）（令和2年度～令和7年度）

令和8年度事務事業の概要

課名：生涯学習課・中央公民館

1 事務事業の概要

地域住民・民間組織・行政等の「多様な主体」が、お互いを尊重しながら学び合い、「自分たちの地域は自分たちで創る」という自治意識を育んでいくため、地域課題を解決するための場づくりや幅広い世代・立場の住民の主体的な地域参画、住民ニーズを反映した事業の推進などに取り組みます。

2 令和8年度における重点目標

(1) コミュニティ・スクール事業の質の向上（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
ア 内容 (ア) 地域住民・保護者・学校等が、子どもや地域に対する思い等を共有しながら学校運営に積極的に参画し、地域全体で子どもたちの豊かな学びを支え、特色のある「地域とともにある学校づくり」を推進します。 (イ) 松本らしい公教育の充実に向け、多様な体験を通じた子どもの成長や、地域ネットワークの広がりへつなげるため、国型制度のコミュニティ・スクール導入校の取組みを横展開します。	イ 具体的な進め方等 (ア) 全地区におけるコミュニティ・スクール事業の充実を図るため、松本版コミュニティ・スクール事業をコーディネートする地区公民館と中央公民館の連携・調整を強化します。 (イ) 国型制度の取組みを横展開するために「コミュニティ・スクールまつもと未来会議」を組織し、関係者や各校で国型モデル校の成果検証や、学校の規模・学区の特性などを考慮した効果的な導入方法を検討します。
(2) 子ども・若者に身近な公民館と地域のつながりを推進（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-2 青年期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-3 地域づくりの推進
ア 内容 (ア) 子ども・若者が、公民館をより身近に感じ、公民館や地域との顔の見える関係を構築していくため、放課後や休日に自由に集える居場所づくりを進めます。 (イ) 子ども・若者が地域とつながり、多様な人々との交流を通じて主体的に学んでいくため、ニーズを反映したイベントや活動発表の場を、生み出します。	イ 具体的な進め方等 (ア) 4か所の公民館（中央・松南地区・梓川・四賀）で通年利用できる学習スペースを開設するとともに、学校の長期休業に合わせて児童・生徒の居場所として公民館を開放します。また、7か所の公民館（第三・白板・庄内・島内・芳川・寿・本郷）で、学習に限定しないフリースペースを通年開設し、利用者の定着化や公民館職員等の大人との「緩やかな人間関係」を構築します。 (イ) 部活動の地域展開に伴い、放課後における中学生の居場所の一つとして、公民館サークルや地域団体へ参加できるように支援します。 (ウ) 子どもや若者の「学び・交流の場づくり」へつなげるために、7月にMウイングで開催する「松本手まり時計まつり」等の場を活用して、若者の音楽やダンスといった主体的な活動を支援します。

(3) 公民館活動への多様な住民参加（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 4-1 社会教育活動の充実 8-3 地域づくりの推進
ア 内容 (ア) 様々な考えを持った多様な人や団体が、学びや地域づくりの場として公民館を活用するために、義務感や負担感ではなく、やりがいや楽しみを感じながら事業を進められるよう、公民館活動の内容や手法を見直します。 (イ) 幅広い分野の市民の意見を公民館活動へ反映するために、松本市公民館運営審議会での議論を進めます。 イ 具体的な進め方等 (ア) 地区イベント(運動会・文化祭・コンサート等)や学習講座の取組みに、若者・女性・子育て世代・移住者等の幅広い住民参加を図るため、住民と地区公民館等が、本来の目的を踏まえながらニーズを捉えた事業の見直し・企画を進めます。 (イ) 松本市公民館が、令和9年4月に公民館発足80年を迎えることを踏まえ、「だれもがつながり合う地域の学習拠点としての公民館」をテーマに、多様な住民が公民館を拠点に学び合い、つながり合うために求められる役割や機能について、意見・提言書としてまとめます。	
(4) 重要文化財旧松本高等学校保存整備事業（新規）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-2 文化遺産の保存と活用
ア 内容 学都松本の象徴の一つである重要文化財旧松本高等学校を、あがたの森文化会館という市民の生涯学習の場として活用していくため、文化財としての適切な保存と快適な学習環境が両立できるよう整備します。 イ 具体的な進め方等 (ア) 令和7年度に見直しを行った重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂保存活用計画を文化庁・長野県と共有し、保存整備事業を進めます。 (イ) 緊急性が高いと文化庁から指導を受けている、建物に近いヒマラヤスギ等の危険木の伐採について、文化庁・長野県と協議し早急に実施します。実施にあたっては、市民の皆さまに丁寧に説明し、理解を得ながら進めていきます。 (ウ) 酷暑により熱中症等の危険があるため、利用者の安全を確保するよう冷房設備を導入するとともに、FF式暖房設備の電氣化を合わせて計画します。 (エ) 雨樋・排水の改修、消防設備の更新といったその他の整備事業についても、関係課と協議しながら、優先順位を付けて計画な実施を目指します。	
(5) 池上百竹亭の在り方検討（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 内容 日本の伝統を伝える和室や茶室を有し、松本城近傍の立地条件から観光施設としての需要も見込まれる池上百竹亭について、観光施設等の生涯学習施設以外の用途での活用を検討します。 イ 具体的な進め方等 (ア) 令和6年度に利用団体から、現状の施設状況を大きく変えることなく、引き続き継続的に施設利用を行いたい旨の要望がありました。 それを受けて令和7年度に利用団体と協議し、利用を増やすため月例による定期的な利用が行われています。 (イ) 国内外からの観光客など、より幅広い人々に池上氏の功績や和文化を感じてもらうため、令和7年度に観光サイドからの申し入れにより、茶道体験や書道体験といった主に日本の伝統文化に係る企画について、旅行会社で商品開発及び販売を行っていただきましたが、実績はありませんでした。 (ウ) 上記の実績を踏まえ、将来的な施設の在り方について、施設利用団体や関係課と協議しながら、令和9年度末を目途に、方向性を打ち出していきます。	

(エ) 令和８年度は、生涯学習施設として継続していく必要性や、生涯学習施設にこだわらない活用方法の可能性について、現行利用者のご意見をお聞きするとともに、サウンディング調査などを視野に入れながら検討を進めます。

また、生涯学習施設以外の幅広い活用に向けた検討を進めるに当たり、引き続き、暫定的に直営による施設管理を行います。

令和8年度事務事業の概要

課名：中央図書館

1 事務事業の概要

図書館は、市民にとって単に本を借りるという場所だけでなく、もっと知りたい、もっと深めたいという興味・関心や好奇心を支え、多種多様な情報や学習機会を提供する生涯学習の拠点施設です。

社会の変化や市民ニーズを踏まえ、地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努めるとともに、新しいつながりや交流の拠点となるべく、図書館自らが積極的に情報発信、提供を行い、市民の生涯を通じた学びを支える地域の情報拠点として、松本市図書館の基本理念「出会う つながる ガク都の広場」の実現を目指します。

2 令和8年度における重点目標

(1) 松本市図書館未来プランに基づく事業の推進 (継続)	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-2 リカレント教育の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信
ア 内容 令和4年10月に策定した「松本市図書館未来プラン」に位置付けられた「施策の柱」及び「具体的な取組み」に沿って事業を推進し、基本理念「出会う つながる ガク都の広場」を具現化するための取組みを推進します。 イ 具体的な進め方等 (ア) 人と情報、情報と情報、人と人をつなぐ企画として、地域で活躍する方を講師として迎える「中央図書館トークライブ ライブラリレーまつもと」を月1回程度継続するとともに、市民の暮らしに根差した情報を提供する「暮らしに役立つ図書館講座」を開催し、様々な課題の解決につなげます。 (イ) 博物館・美術館・文書館とのMLA連携※1による事業を実施するとともに、松本まるごと学都構想の視点から、公民館・文化財課・文化施設と連携を図ります。 (ウ) ビジネス支援サービスを広く周知するため、仕事や企業・創業・経営などに必要な資料を集めたビジネス支援関連コーナーを設置し、定期的にホームページで発信するほか、サザンガクへの各種データベースの周知パネルの設置を継続実施します。また、関連資料を積極的に収集し、提供していきます。継続的に職員を派遣しているビジネス・ライブラリアン講習会を松本に招致するとともに職員を派遣します。 (エ) 松本城三の丸エリアビジョンに基づき、中央図書館が含まれる旧開智学校界隈の地域の方や書店と連携し、将来像を共有した取組みを進めていきます。 (オ) 若者世代への広報を強化するため、SNSを活用した情報発信を進めます。 (カ) 村井駅・四賀公民館図書室のサービスポイント※2について利用状況の課題検証を行い、改善点の検討を行います。 (キ) 毎月第4金曜日の全館休館日を利用し、職員研修を実施します。また、図書館に関する講演会・研修会に職員を積極的に派遣し、職員の資質・能力の向上を図ります。 (ク) 松本市の図書館サービスの向上のため、昨年度に引き続き外部アドバイザーからの助言を得て、書店連携、学校連携、展示方法などの図書館サービスの向上を図ります。 (ケ) 庁内関係課で中心市街地への図書館設置について検討します。 ※1 博物館 (Museum)、図書館 (Library)、文書館 (Archives) の間で行われる種々の連携や協力活動 ※2 サービスポイント：蔵書管理はなく、主に図書館の予約資料の受渡しと本の返却に特化した場	

(2) 中央図書館の大規模改修（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 内容 中央図書館は平成3年の開館から34年経過し、施設の老朽化や電気・機械設備等の不具合が課題となっています。多くの市民が利用する図書館の快適な環境整備のため、施設の維持管理に必要な機能回復を目的とした大規模改修を進めます。 イ 具体的な進め方等 (ア) 令和7年度基本設計に基づき、実施設計を策定します。 (イ) 開架資料の移転先候補地を確定させ、移転スケジュール案の策定及び令和9年度に実施する移転業務委託の仕様書作成等、発注準備を進めます。 (ウ) 事務室移転先の候補地を確定させ、移転スケジュール案の策定及び移転先での提供サービスの内容を検討します。 (エ) 外部アドバイザーの助言を得ながら、改修工事期間中における図書館サービスの継続方法を引続き検討し素案を策定します。	
(3) ICTの利活用（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-1 社会教育活動の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 内容 ICTを活用し、時間や空間の制約を受けず、誰でも気軽に情報にアクセスできる図書館サービスの充実を図ります。また、市民の情報拠点として迅速かつ正確で多種多様な情報を提供できる環境を整備に努めます。 イ 具体的な進め方等 (ア) 令和7年度、資料にICタグを貼付し、令和8年3月からセルフ貸出機、自動返却機、予約棚等のICT機器の供用を開始しました。利用状況に合わせた利活用の方法を検討、検証します。 (イ) 令和4年度から参画している電子書籍提供サービス「市町村と県による協働電子図書館（愛称・デジとしょ信州）」を継続して市民に周知・提供するとともに、市内の学校への周知・連携を進めます。 (ウ) オンラインデータベースの効果検証と、利用促進に向けた広報に努めます。 (エ) 上記サービスに加え、図書館公式LINEからの各種通知により、広報の強化を図ります。また、現在約5,000人の友達登録者数を増加させるため、普及啓発に努めます。	
(4) 子どもの読書活動の推進（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実 2-1 学童期の遊びと学びの充実 4-1 社会教育活動の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 内容 子どもが読書に親しめる環境づくり、子どもの読書活動の普及・啓発及び子どもと本をつなぐ人材の育成、家庭・地域・団体・学校・施設等の連携体制づくりを推進します。 イ 具体的な進め方等 (ア) 子どもが読書の楽しさや興味関心を高める取組みとして、保健センターと連携し、乳幼児健診時に読み聞かせしながら親子に本を届けるブックスタート、セカンドブック事業、小学校と連携し、小学校1年生の各学級に学級文庫として本を設置するサードブック事業※1を行うとともに、こどもプラザや児童館・児童センターでの出張おはなし会、学校司書との合同研修会など、関係機関と顔の見える体制づくりを行います。 (イ) 今年度は、令和9年度のブックスタート更新に伴う作業部会を開催します。また、5月中旬に更新後のサードブック及びリストを市内小学校に設置します。併せて小学校への読書活動の啓発に力を入れていきます。	

(ウ) 子ども読書活動スキルアップ講座を引き続き開催するとともに、読み聞かせボランティア養成講座を開催し、読書活動に意欲的にかかわる人材（読み聞かせボランティア、読書推進サポーター）を養成し、図書館、地域等での活躍の機会を増やしていきます。

(エ) 令和7年度新たに始めた「お楽しみ絵本便」※2を引き続き出前講座として実施します。

(オ) 学都松本子ども読書活動推進委員会での意見をもとに、継続して第2次計画の未実施事業の検討を行うなど、今後も子どもの読書活動を推進します。

※1 サードブック事業 小学校1年生の各学級に学級文庫を設置するもの。

※2 お楽しみ絵本便 季節やイベントに合わせた絵本セットを作成し、保育園・幼稚園などへ届けたり読み聞かせを行うもの。

報告第 1 号

松本市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を行うに当たり、松本市教育委員会事務点検評価委員会設置要綱第3条の規定により、松本市教育委員会事務点検評価委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験者	荒井 英治郎	松本市教育顧問 信州大学教育基盤構築センター准教授 第3次松本市教育振興基本計画策定委員長
学校教育関係者	三輪 千子	前松本市立波田小学校長
社会教育関係者	白木 好雄	元松本前松本市町内公民館長会長 前松本市社会教育委員会議長

3 任期 委嘱の日から2年間

4 根拠法令（抜粋）

松本市教育委員会事務点検評価委員会設置要綱

（組織）

第3条 点検評価委員会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980



報告 第 2 号

松本市教育文化センター専門委員の委嘱について

1 趣旨

松本市教育文化センター条例施行規則第7条の規定に基づき、教育文化センター専門委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱者

名簿（案）のとおり

3 任期

令和8年5月1日から1年間

4 根拠規則（抜粋）

松本市教育文化センター条例施行規則
（専門委員会）

第7条 教育文化センターの事業の充実と円滑な運営をはかるため、教育文化センターに次に掲げる専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（1）視聴覚委員会

（2）科学博物館委員会

2 委員会は、次の者をもって構成する。

（1）小・中学校教職員

（2）社会教育関係職員

（3）その他特に教育委員会において必要と認めた者

3 委員会の委員の定数は次に掲げるとおりとし、委員は教育委員会が委嘱する。

（1）視聴覚委員会 12人以内

（2）科学博物館委員会 30人以内

4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会には必要に応じ部会を置くことができる。

担当 教育政策課

課長 小西 えみ

電話 33-3980

令和8年度 教育文化センター専門委員名簿（案）

委員会	氏名	職名	所属
科学博物館委員会	重盛 究	校長	会田中学校
	斉藤 優一	教頭	旭町小学校
	川澄 和俊	教諭	鎌田小学校
	上條 俊文	教諭	開成中学校
視聴覚委員会	石井 信好	教頭	山辺中学校
	小林 昂大	教諭	寿小学校
	北原 龍司	教諭	菅野中学校

報告第 3 号

第4次松本市教育振興基本計画策定委員の委嘱について

1 趣旨

第4次松本市教育振興基本計画の策定にあたり、松本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱に基づき、標記委員の委嘱について報告するものです。

2 委嘱者

(1) 委嘱者名簿（案） 別紙のとおり

(2) 委員総数 14名

3 任期

委嘱の日（令和8年5月を予定）から基本計画が策定される日までの間

4 松本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（抜粋）
（組織等）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育関係者

(2) 社会教育関係者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画が策定される日までの間とする。

担当 教育政策課

課長 小西 えみ

電話 33-3980

第4次松本市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿(案)

	氏名	性別	所属等
1	アライ エイジロウ 荒井 英治郎	男	国立大学法人信州大学 教育基盤構築センター 准教授
2	ミヤウチ 宮内 かつら	女	長野県発達障がい情報・支援センター 副センター長
3	サカグチ トシキ 坂口 俊樹	男	松本市校長会長
4	オオクボ ヒデキ 大久保 秀樹	男	松本市PTA連合会
5	ナガツカ ヒロシ 永塚 博	男	松本市子ども会育成連合会 会長
6	ウンノ アケミツ 海野 暁光	男	長野県保育連盟会長 (認定こども園深志園長)
7	ヒラバヤシ フミ 平林 文	女	NPO法人中信多文化共生ネットワーク(CTN) 外国人支援コーディネーター
8	マツシマ ツネシ 松島 恒志	男	子どもとメディア信州 理事長
9	ヨシハラ ヒロシ 吉原 寛	男	松本大学 教授/全学教職センター長
10	ニシモリ ナオミ 西森 尚己	女	はぐルッポ 代表
11	ソウマ フキコ 相馬 路子	女	大野川小中学校CSコーディネーター
12	ナカタ ヤスコ 中田 安子	女	長野県生涯学習推進センター 職員 公民館支援専門員
13	ハラ アキヨシ 原 明芳	男	安曇野市豊科郷土博物館長 松本市文化財審議委員会
14	タカヤマ トモフミ 高山 智史	男	長野大学社会福祉学部 准教授

報告第 4 号

松本市立特別支援学校設立準備委員会委員の委嘱について

1 趣旨

選出組織の役員交代や人事異動があったため、松本市立特別支援学校設立準備委員会設置要綱第3条の規定に基づき、後任の者を委員として委嘱することについて報告するものです。

2 委員名簿（案）

別紙のとおり

3 任期

令和8年5月13日（第5回市立特別支援学校設立準備委員会）から学校が設立される日までの間。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間

4 その他

令和7年度に学校設置場所の選定前から委嘱していた、松本市校長会特別支援教育研究会選出委員については、併置校の学校長を委員として委嘱することで松本市校長会からの選出を兼ねることとします。

担当 特別支援学校設置準備室
室長 内山 真由美
電話 33-9846



松本市立特別支援学校設立準備委員会委員名簿（案）

区分	氏 名	所属・役職等
有識者	庄司 和史	信州大学 特任教授
医療関係者	本田 秀夫	信州大学医学部 教授
教育関係者	樋口 一宗	松本大学教育学部 教授
	中原 直樹	寿台養護学校長
	永田 寛尚	松本養護学校長
	田原 和幸	松本市校長会 源池小学校長
	武井 利博	松本市校長会 清水中学校長
	○ 藤森 哲	長野県教育委員会特別支援教育課 教育幹
保護者	○ 小林 真木子	寿台養護学校P T A会長
	○ 工藤 孝二	松本養護学校P T A会長
	○ 神澤 佑樹	源池小学校保護者代表
	○ 岡田 大	清水中学校保護者代表
福祉関係者	宮内 かつら	長野県発達障がい情報・発達支援センター 副センター長
	山崎 ひとみ	松本市インクルーシブセンター センター長
	横内 宏行	松本市こども若者部こども発達支援課 教育相談員

○印：新たに委嘱する方

令和8年度の学級編制等について

1 趣旨

市立小中学校における令和8年度の学級編制の内容等について報告するものです。

2 学級編制について

(1)市立小中学校の設置状況

小学校：28校（うち、分校1校（あさひ）、分室1室（松原））

中学校：19校（うち、分校3校（桐、あさひ、松原））

(2)児童生徒数および学級数（詳細は別紙1参照）

区分		令和8年度	令和7年度	増 減
小学校	児童数	10,603	10,934	△331
	学級数	504	512	△8
中学校	生徒数	5,546	5,512	△34
	学級数	247	250	3

(3)国基準と県基準に基づく学級数の比較

ア 国基準

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条第2項により、学級編制の標準は次のとおりとされています。

小学校：1学級あたり35人以内

中学校：1学級あたり1学年35人以内、2.3学年40人以内

都道府県はこれを上回る（少人数学級の）独自基準を設けることができます。

イ 県基準

県では、以下のように国の標準を上回る独自の学級編制基準を定めています。

平成18年度から：小学校全学年で1学級35人以内

平成25年度から：中学校全学年で1学級35人以内

令和8年度から：小学校1学年で1学級30人以内（25人規模にここの学級加配）

※平均児童数が30人を超える複数学級の学校（61名以上）が対象、単級の31人～35人の学校は対象外。

ウ 比較

令和8年度において、国基準で学級編制を行った場合と比べると、小学校で5学級分、中学校では6学級分多くなっています。

小学校2年から中学校1年については、国・県ともに35人学級のため差異はありません。

担当

学校教育課 課長 内山 真由美

学校支援室 室長 山名 博夫

電話 33-4397

報告第 6 号

蔵書点検に伴う特別整理期間の設定について

1 趣旨

毎年度全図書館において実施している資料特別整理(蔵書点検)を行うため、松本市図書館条例第4条の規定に基づき、特別整理期間(休館日)を設定することについて報告するものです。

2 令和8年度特別整理期間

別紙のとおり

ICタグ導入により、令和7年度比で中央は3日、南部、島内、空港、梓川の各館は1日休館日を削減。中山文庫は作業量が同等となる令和6年度比で1日削減

3 周知方法

- (1) 松本市ホームページ、松本市図書館ホームページ、松本市図書館 Facebook、X(旧Twitter)、LINE 公式アカウント及び広報まつもと5月号に掲載
- (2) 各図書館に掲示

4 その他

実施にあたっては、利用者への影響を最小限にとどめるよう、図書館全体で職員と読取り機器等の必要物資の応援態勢を組み、短期間で終了するように設定しています。

担当 中央図書館

館長 藤森 千穂

電話 32-0099

別紙

令和8年度 蔵書点検の日程

館	日程	日数
中央図書館	5月18日（月）～5月27日（水）	10
鎌田図書館 梓川図書館	6月1日（月）～6月3日（水）	3
空港図書館	6月8日（月）～6月10日（水）	3
波田図書館	6月15日（月）～6月19日（金）	5
南部図書館	6月22日（月）～6月25日（木） ※翌日の26日も休館	4
あがたの森図書館 寿台図書館	6月29日（月）～7月1日（水）	3
本郷図書館 島内図書館	7月6日（月）～7月8日（水）	3
中山文庫	7月13日（月）～7月17日（金）	5

上記期間は松本市図書館条例第4条に規定する休館日（第4 金曜日及び南部図書館は火曜日、南部図書館を除く各館は月曜日）を含め、各図書館を休館するものです。